

【 公 開 用 】

様式第1号（第3条関係）

【附属機関名称】会議概要

会議名	足立区成年後見制度審査会（令和6年度第2回）
事務局	足立区福祉部高齢者施策推進室医療介護連携課権利擁護推進係
開催年月日	令和6年12月5日（木）
開催時間	10時00分 開会～12時01分 閉会
開催場所	足立区生涯学習センター
出席者	(委員) 八杖会長、矢頭副会長、大輪委員、高木委員 (職員) 医療介護連携課：瀬崎課長、石河高齢援護第一係長、 菊地高齢援護第二係長、笠尾権利擁護推進係長 障がい福祉課：佐々木障がい施策推進担当係長 障がい援護課：和田基幹相談・権利擁護係長 障がい福祉センター：山本所長 衛生部中央本町地域・保健総合支援課：秦課長 生活支援推進課：小林適正化推進係主査 社会福祉協議会：高橋福祉事業部長、結城地域福祉部長 平成年後見センターあだち課長 加藤権利擁護センターあだち課長 山本基幹地域包括支援センター課長
欠席者	福祉管理課：近藤課長 障がい援護課：早川課長、 西部福祉課：飯塚課長 障がい援護課：村滝基幹相談・権利擁護係主任 衛生部中央本町地域・保健総合支援課：田中精神保健担当係長
会議次第	別紙のとおり
資料	
その他	

【公開用】

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

○瀬崎医療介護連携課長 皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

令和6年度第2回成年後見制度審査会を始めます。よろしくお願ひいたします。

事務局、医療介護連携課長、瀬崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

審議に先立ちまして、資料を確認します。本日の資料は全て一まとめにしておりまして、机上のほうに配付しております。

1枚目に次第がございます。次に名簿、3枚目に席次表、その後に条例、施行規則、要綱、そして、議事資料ということで、資料1から資料6まで御用意させていただいております。不足している方がいましたら、事務局までお声かけください。

それでは、議事のほうに入ります。

まず、本日の出席委員を報告します。

委員定数4名のところ、全員参加しておりますので、条例6条第2項に基づきまして、本日の審査会が成立していることを報告します。

これ以降の進行は、八杖会長にお願いいたします。

なお、議事録作成のため、本日の議事は録音させていただきますので、御了承ください。

また、御発言の際には、最初にお名前を述べてから御発言のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、八杖会長、お願ひいたします。

○八杖会長 皆さん、おはようございます。八杖でございます。

一気に12月がやってきて、1年ももう終わりという大変慌ただしい時期になりましたが、こういった会が開催できて非常によか

ったなと思っております。

御承知のとおり、今、成年後見の見直しの作業が法制審議会のほうで行われています。

現在、論点の2巡目、まず論点をいろいろ出して、1巡目でみんなの意見を聞いて、2巡目で内容を詰めて、それで法案をつくっていこうという、こういう流れで2巡目に入っています。その中では、今の後見のような包括代理権といって、何でもできるような権利を残すのかどうかや、あるいは、御本人の同意というものを重要視して、同意がないと代理権や取消権をつけないようにするのか、あるいは、今、後見、保佐、補助と3類型ですけれども、こういったものを残していくのか、それとも、撤廃してしまうのかなどが議論されていて、まだ内容はきちんと詰められてはいない状況ですが、少しずつ方向性が見えてきたという状況になっています。

具体的には、これまで制度にあった批判であるとか、あるいは障害者権利条約との関係から、現在と比較して小さい後見人についてこうと。

すなわち、制度の利用が必要な場合に限って必要な期間に限定して使えるような、そんな制度に変更されていく方向性なのかなというのを、審議を拝見していると考えているところです。

こういった話をしますと、今までできていた後見でやっていた支援ができなくなるという、こういう現場の不安が聞こえてきています。

今、足立区でも困難事例検討会を開いていますけれども、そこで必要性、要するに後見が必要な場合というのはどういう場合に必要なのかとか、ほかに手段がないのかという補充性の問題とか、そういったことをかなり検討を意識して対応するようになってきていますけれども、今の改正の方向性からする

【 公 開 用 】

と、これまで以上に何のためにこの制度利用が必要なのか、あるいは、ほかの方法で対応することができないのかということが問われてくるように思います。

また、必要な場合に必要な期間ということですから、そういうた期間や場合が終わってしまったら、後見は終了してしまうということになると思うんですよね。

終了すると、ということは判断能力が低下していても後見が終了してしまって、そういうた場合も出てくる、その場合どうするのかと。それがやっぱり現場としては一番どうしたらいいのでしょうかというお話をいただくのですが、いずれにせよ、この改正が現場に与える影響というのは、大きいことになるのではないかなど予想されます。

また、皆さん聞くのは、そういう変化があるのであれば、今やっていることというのは正しいことなのでしょうかとか、もしかすると、もう改正が終わってから改めて検討したほうがいいのではないかという、そういうことを問われることもあるかもしれない、現にありますね。

ただ、これはもともと見込まれていたことなんですよね。第二期成年後見制度利用促進基本計画という国の計画がありますけれども、その中ではもう成年後見をそういう方向に見直しがされるということを見越してつくられているものだということを、少し思い出していただきたいと思っています。

まず、第二期の計画、これは足立区もそれに準じた対応をしておりますが、成年後見というのは権利擁護支援の方法の一つだよと、それで全部ではないよと、ほかにも意思決定支援とか、社協がやっている日常生活自立支援事業とか、あるいは虐待対応であるとか、そういうた権利擁護支援の一つだから、それを一体的に進めていくというのが第二期計

画で言っていたところであって、そのためにチーム支援がまず必要だということが言わされているのですよね。

成年後見のためだけにチーム支援が必要なわけではなく、意思決定支援やあらゆることのためにチーム支援が必要だとされていると。

また、権利擁護の中核となる機関、いわゆる中核機関もそのために設置するわけであって、また、足立区でもどんどん進めていただいている協議会、これもそのためにネットワークを築くということが求められていると思うんですよね。

だから、現在、足立区でいろいろ検討・実施している様なことというのは、全て新しい成年後見の下でも、むしろ新しい成年後見制度の下で機能するように、自動的というのは変ですけれども、みんな誘導されてというのも変かもしれません、そういうふうになっているものですから、そこはあまり心配をしないで、安心して御対応いただくということがよろしいのではないかなと思っています。

一つ言えるのは、成年後見、でもそんなふうに変わっていきそうですから、必要性とか補充性とか、あるいは途中で終わってしまった場合にどういうほかの支援があるのかとか、そういうた新しい成年後見制度も見据えて、少し視野に入れながら、現在検討していること、実施していることを実施、そのまましていただきたいということが大切であると思いますので、あまり心配をしないでお進めいただければと思っています。

以上を確認して、本日の審議に入っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

まず議題の1番です。令和6年度成年後見制度利用促進事業の上半期の実施結果につ

【 公 開 用 】

いて、事務局から御説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 医療介護連携課
権利擁護推進係の笠尾です。よろしくお願ひします。

私のほうから、全般的な上半期の実績を説明させていただきまして、その後は各担当から、現在の進行状況等について説明させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、資料1-1-1という横判の資料を御覧ください。

こちらは、年度当初に計画していた計画書、これに実際のスケジュール等を落とし込んだものになっております。

各項目に入っている数字は日付です。4月のところ、4というのは4月4日に開催されたという意味に捉えていただければと思います。

これを見ますと、一番左端の困難事例検討会につきましては、基本的には毎月1回を予定しているのですけれども、御覧のとおり7月のところ3.5というのは、3日と5日に両方開催しましたという意味になっています。ですから、7月、8月、11月については、2回開催しないと検討ができなかったというほど数があったということになります。

11月以降の数字については、現在決まっている予定を入れてあります。おおむね、当初の計画どおりに進行しているという形になっています。

区民後見人につきましても、現在は令和5年度の募集の方たちを今研修しているところでございまして、三次選考、3月と書いてありますけれども、三次選考につきましては2月のこの成年後見制度審査会19日にあわせて行う予定をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

資料1-1-1については、以上でございます。

引き続きまして、資料1-1-2を御覧ください。

こちらにつきましては、毎回、御説明させていただいているとおり、足立区の区長申立審査会の審査件数の推移という形になっています。

高齢者、知的障がい者、精神障がい者に分けて、一番下が合計という形になっております。順番に見ていきますと、高齢者につきましては、令和6年の上半期の集計が38件となっております。昨年度の上半期が39件ですので、ほぼ同じという形で推移しています。

続きまして、知的障がい者については、今年度の上半期合計が7件ということで、昨年の6件を1件上回っています。

知的障がい者につきましては、昨年度も上半期は6件という形で多かったのですけれども、下半期は1件のみということで、トータル7件でございました。

今年についても、ある程度の波があると想定していますが、今年度につきましては、知的障がい者の担当のほうで、各施設や法人に呼びかけているということを聞いておりますので、引き続き下半期もある程度の件数が上がってくることを想定しています。

続きまして、3番目の精神障がい者につきましては、上半期は2件でした。これは昨年度の上半期はゼロ件、年間トータル2件でしたので、その2件を既に上半期で達成しておりますので、これについてもある程度数字が伸びていくことを想定しています。

総トータルで見ますと、昨年度上半期合計が45件だったのが、今年度は47件になって、やや昨年度を上回っています。昨年の御説明で高止まりしているという話をしたかと思いますけれども、引き続き、その高止ま

【 公 開 用 】

りした状況のまま、横ばいの状態が続いているというふうに認識しております。

ただ、一つあえて特徴を申し上げるとすると、合計の欄の右のほうを見ていただきまして、生保の件数が昨年度年間トータル22件あったのが、上半期の合計5件になっていまして、こちらのほうが大きく減ってしまっているという形になります。

これについては、今年度から少しマニュアル等も見直して、変更になったということもある程度影響があるのかなと想定しておりますが、引き続き推移を見守っていきたいと考えています。

あと、もう一つ特徴的なのは、昨年度の虐待件数です。その右隣りの、虐待の件数というのが昨年度年間トータルで5件だったのが、今年度上半期までで9件になっています。

ちなみに、この虐待の9件の内訳を確認したところ、介護放棄がセルフネグレクトも含めて5件、経済的虐待が3件、身体的虐待が1件ということで、これを見ますと、セルフネグレクトを含む介護放棄の件数が非常に伸びているという印象でございます。

引き続きまして、資料1-1-3、こちらも毎回の御案内ですけれども、区長申立審査会に登場するに至った発見のきっかけは何だったのかというのを、15種目ごとに割合を示したものになっております。

令和6年度につきましては、上半期の合計47件の内訳になっておりますので、多少ラフな数字になっておりますが、ある程度の傾向はこの数字からも読み取れております。

これによりますと、数字が多いところは、病院や地域包括やケアマネジャー、あとは施設という形で、例年とあまり変化はありません。ただ、包括とケアマネジャーが非常に近い状況で仕事をしておりますので、その内訳がどちらかに偏るということがたまに見ら

れますけれども、その二つをトータルするとほとんど割合が変わらないという状態になっています。こちらの傾向につきましても、ほとんど変わりがないのかなというふうに考えております。

私のほうからは、以上になります。引き続き権利擁護センターから説明をさせていただきます。

○平成年後見センターあだち課長 権利擁護センターあだちの平と申します。よろしくお願ひいたします。

資料1-2を御覧いただければと思います。

こちらのセンターのほうで、上半期の中間報告をまとめましたので、御報告させていただきます。

相談件数のところですが、初回相談、新規相談、継続相談で分けてシステムでカウントしております、合計1,386件で、初回の相談が前年度と比べてすごく増えているというのが、表をつくっていて思ったところです。

続きまして、どういう相談が来ているのかという相談内容です。

ここは、一番多いのは成年後見、次が金銭管理に関するところ、そして、地域福祉権利擁護事業、親族申立て、本人申立てという順番で相談の数がでています。それは前年度も見たのですけれども、やはり同じでした。

続きまして、申立て支援のところです。この申立て支援に関しては、あくまでも、区民後見人も含む専門職後見人へのつなぎ支援という形で、こちらのほうでシステムを使っていないくて、手でカウントしている関係で、10月31日までで切らせていただいています。

対象者については、やはり高齢の方からの申立てが多いというところは、これを見て分

【 公 開 用 】

かると思います。

あとは、専門職への依頼というところで申しますと、司法書士や社会福祉士が若干多いです。あと、区民後見人へもお二人、つないでおります。

あと、この法人後見は、社協の法人後見ではなくて、ほかのところの法人後見です。少し複雑な、ケアマネを何回も変えてしまうような方の御相談等があったときに、法人後見のほうがいいねというところでお願いさせていただいて、つなぐことができました。

依頼内容は、候補者、書類作成、あとはその他のというところが、後見ではないけれども、相続などで相談が入って、専門職につなぐということもありますので、それをカウントしております。

実際の申立て、ウのところです。申立て支援のところ、後見類型の方がやはり多いです。あとは、申立人も御本人だったり親族だったり、これは様々です。

権利で、お金がない方などへ、書類作成を支援しております。

続きまして、3ページです。専門職による相談会の実施の御報告です。

高齢者、障がい者のための相談会、弁護士による法律相談は令和2年からしております、毎回2人が定員なのですが、ほぼ予約が埋まっております。

司法書士による相談会は令和3年度から始めておりますが、同じような状況で、9月がゼロ件だったのですけれども、その下にあるリーガル相談会等におつなぎしたり、土曜日に、その3番目のところ、成年後見・相続・遺言・司法書士無料相談会、年に2回やっているのですけれども、10月5日で、こちらのほうに相談者の方が流れた部分もあるのかなと思っております。

このリーガルサポートと共同で開催して

おります無料相談会は、先着24組中24組の方に御参加いただきました。

続きまして、区民・関係機関への成年後見制度等の説明・周知です。

小規模講座、出前講座、一応10月15日までで10件、講座を行っておりまして、特徴としては、精神障がいや知的障がいの方に對しての成年後見制度の講座が、すごく多かったかなと思っております。

あとは、予定なのですけれども、2番目が親族向け講座は、1月10日に予定しております。

「高齢の親が認知症になる前に準備できることを今から考えてみませんか」ということで、司法書士の先生にお話しいただいて、任意後見等も間に入れてお話ししていただくことになっております。

あとは、3番目、介護支援専門員、包括職員向け講座は、ちょうど今、来週から配信の予定ですけれども、ケアマネジャーは集合型での研修だとなかなか難しい部分があるということでしたので、コロナ禍で始めたユーチューブでの配信を、今年度も継続して行っています。一応、来週から配信の予定です。申込みは、142名の方に申し込んでいただいております。

(4) のところです。行政職員向けの講座は、2月18日にこの学びピアで行う予定で、これはまだ講師、テーマ等は調整中でございます。

4番目、足立区成年後見人連絡会を開催しております。今まで2回開催いたしました。7月12日の金曜日に行ったのが、「任意後見制度利用について～契約、発効、最後までの伴走を司法書士・社会福祉士から学ぶ」ということで、司法書士の長谷先生、社会福祉士の和賀井先生に、実際どういうふうに任意後見の契約をして、そして動いていらっしゃ

【 公 開 用 】

るのかというところをお話ししていただきました。

2回目は、11月15日に行ったのですけれども、「成年後見制度の取消権行使を事例を通して学ぶ」ということで、司法書士の矢頭先生と、社会福祉士の和賀井先生のほうから、取消権についての説明プラス、実際に取消権を使われたときの事例だとか、どのように通知を出してというような、より具体的な話をしていただくことができました。

3回目は2月21日なのですけれども、今調整中でございます。

5番目は、緊急事務管理です。こちら、今のところ6件です。

次のページが、あだち区民後見人の養成・支援でございます。

区民後見人養成講座の実施、先ほど笠尾係長からも御報告がありましたが、こちらのほうで行っておりまして、今養成している区民後見人が、4名いらっしゃいます。

7日目までのカリキュラムは終わって、今、地権の生活支援員として、実務の研修を受けていただいております。

12月17日に、あだち区民後見人の活動と監督人との連携ということで、先輩として活動してくださっている区民後見人にお話ししていただく予定でございます。

これが終わりましたら、全てのカリキュラムが終了となり、2月19日に最終選考の予定でございます。

(2) が区民後見人の受任状況です。

これは社協のほうで法人後見監督としてサポートさせていただきますので、そのように書いてあります。

今のところ、登録してくださっている方は25名です。一応、平成17年から育成しておりますけれども、総育成者数としては58名です。

令和6年のところは、括弧で書いてあるのは、まだ年度末ではないので数が定まらないので括弧にしているのですけれども、今11名の区民後見人が活動してくださっております。

年度内、今申立ての準備をしているのが1件と、あと、専門職からリレーの御相談が1件入っているので、年度内に1件もしくは2件プラスになるかなと思っております。

(3) は区民後見人交流会です。

区民後見人25名プラス、今受講中の4名を対象に、交流会を7月16日に開催しました。

ここでは、意思決定支援というところに着目して、研修を弁護士の松木先生にしていただきました。

2回目が、1月6日の予定でございます。

4番目、法人後見の実施というところで、社協でも法人後見に当たっているのですけれども、あくまで区民後見への単独受任につなぐための整理というところでの法人後見を行っておりまして、今現在受任しているのは4名です。

実際、区民後見人に移行できたのが1名で、ただ、この4名中の今2名が特養のほうに入れそうなところなので、来年度、法人後見支援員を経て単独受任につなげられたらと思っております。

法人後見審査会を年2回開催しております、次回は2月27日の予定でございます。

以上です。

○笠尾権利擁護推進係長 引き続きまして、知的障がい者、および、精神障がい者担当から説明させていただきます。

○和田基幹相談・権利擁護係長 障がい援護課基幹相談・権利擁護係長の和田でございます。

私からは、資料1-3に関して、成年後見

【 公 開 用 】

制度の利用促進における知的障がい者分野の取組状況等について、御報告させていただきたいと思います。

令和6年度上半期の事業実績として、前回の会議で報告しました計画内容の進捗についてご報告いたします。

7月には、法人向けの支援員を対象としたアンケートを実施し、その結果、12名の事業所で中核的な支援を行っている方々から回答を取りまとめました。

その中で、成年後見制度の利用が必要であると考えられるケースが2事業所、6名の方から上がっています。

今回の特徴としては、就労継続B型や生活介護を受けている事業所の中で、自立して通所されている方々が、金銭面や家族の状況などの理由で成年後見制度が必要になるかもしれませんと推察される事例が目立っています。

入所施設や生活介護の比較的重度の利用者よりも、こうした軽度の利用所が通う事業所でまだ成年後見制度に繋がっていないケースが多いという点が、アンケート結果で浮き彫りになっています。

これら6名については、法人や障がい援護職員と相談支援が連携し、御本人に情報提供を行い、現在も進行中です。

9月には、あだちの里向けに法人の管理職、役職者向けの小規模講座を実施しました。

7月にあいのわ福祉会向けに行った取組を、あだちの里では1年前倒しで実施しており、米印に記載の通り、こちらの法人ではすでに区長申立て等が2名進んでおり、さまざまな検討を行っているところです。

ですが、後見制度については、事業所全体での理解がまだ十分でないことから、今回は副会長の矢頭先生に講師を務めていただき、講座を実施しました。

法人職員からの質疑や、事前・事後アンケートの中で特に多く挙がったのは、御家族へのアプローチ方法と、障がいの特性に合わせた成年後見制度の対応についてです。また、自法人を含めた社会福祉法人の法人後見のあり方にも高い関心が寄せられており、印象に残っています。こちらが上半期の事業実績となります。

今後の実施予定としては、まず、1月に区職員向けの成年後見制度に関する研修を予定しています。こちらは内部的な取組です。

また、先ほど触れたあいのわ福祉会については、アンケート結果をもとに、どのような取組が必要かという意見をいただいており、それに合わせた学習会などの企画を進めています。

下部の米印に記載の通り、本事業や関連ネットワークを通じて、希望のあった法人などを対象に随時小規模講座を開催しています。この取組は、権利擁護センターあだちとの連携のもとで行っています。

さらに、米印の二つ目の箇所で述べた関連事業についても、成年後見制度そのものの取組ではありませんが、障がいのある方々の権利擁護を促進するために、三つの事業を予定しています。

一つ目が、障がい者差別解消・権利擁護セミナーで、12月16日に第1弾として「合理的配慮」と「障がい者差別解消法」について取り扱います。講師には弁護士の関哉氏を予定しています。

続けて1月7日に第2弾として、意思決定支援をテーマにしたセミナーを開催します。こちらは弁護士の水島氏による講義で、3時間のワークショップを含む内容です。障がい事業者向け、相談支援職員向け、およびその他関心のある方々に向けて、現在参加者を募集しています。

【 公 開 用 】

あわせて、自立支援協議会は障がいのある方々の支援に関するネットワーク体の一つであり、その中の権利擁護部会では、平課長が部会長を務めています。この部会は年間3回開催されており、今回の第3回は2月に実施予定です。テーマは成年後見制度で、障がいのある方々の制度利用に関する課題について、御意見をいただく予定です。

現在の知的障がい者分野における課題について、3点にまとめました。

1点目は、障がい特性に応じた対応が必要であるということです。御本人に合った各種資料や支援手法が求められます。冒頭で八枝会長がお話しされた権利擁護や意思決定支援の視点に加え、成年後見制度だけでなく、地域福祉権利擁護事業なども含めた支援手法が必要です。たとえば、現金管理の方法やキャッシュレスの利用を進めている自治体もありますので、こうした支援手法について調査を進めていきたいと考えています。

2点目は、若年層からの利用を考慮する必要があるという点です。例えば、今回の区長申立ての事例では、未成年後見ではなく成年後見制度を初めて取り上げました。児童福祉法に基づく障がい児施設に入所中の方が、その後の契約に向けて成年後見制度を利用するケースです。

家裁では、未成年でも成年後見制度の区長申立てが可能であり、後見人がついた場合は、未成年から18歳に達した後もその後見が継続されることになります。このような事案は今まで区長申立てで扱ったことがなく、今後も長期間後見人がつくことになるため、人材確保や継続性、法人後見や複数後見、親族からのリレーなどの継続性の在り方について検討が必要だと考えています。

3点目は、家族・家庭の状況に基づいた支援や介入です。親の後見が必要かどうか、ま

た、親御さん自身の認知状況なども考慮し、どのようにアプローチしていくかが課題です。特に事業所や法人からのアンケートや聞き取りでは、今まで親御さんとしか緊急連絡先としてやり取りしてこなかった御兄弟を、どのように巻き込んでいけるかがしばしば話題になります。

家族によるケアや管理も課題です。障がいのある方々に対して、ケアや支援、金銭管理などが行われていますが、御家族や養護者が金銭管理をしているケースもあります。そうした中、私たちが養護者虐待や経済的虐待を判断する際に、それがケアや管理として適切なのか、それとも権利侵害や虐待に該当するのかという点で複雑な要素が絡みます。

この問題は、単に虐待かどうかという点だけではなく、冒頭でお話したように、障がいのある方にとって適切な支援の在り方を模索しながら進めていく必要があります。

以上が、知的障がいの課題についてのまとめです。ありがとうございます。

○秦中央本町地域・保健総合支援課長 中央本町地域・保健総合支援課の秦です。

資料1-4を御覧ください。

成年後見制度利用促進のための小規模講座ということで、精神障がい分野の実施報告をさせていただきます。

表に記載があるとおり、3回開催しておりまして、ともに9月、江北保健センター、東部保健センター、足立保健所のほうで、講演会と学習会を開催しております。

対象者としては、親族と、関わる保健師、精神保健福祉士等の職員で、2回と1回開催をしております。

講師は、社会福祉士の方や権利擁護センターの職員の方でやっていただきまして、参加人数は大体20名弱、どの会も盛況に行われたというところでございます。

【 公 開 用 】

精神障がいの方も、単身の方、あと、入院や施設入所中の方も多いので、家族と支援者が、まずは成年後見制度の内容を理解して、今は必要がなくても、こういう相談、やり方や制度があるのを知っていることが、非常に重要であるという御意見もいただきましたし、そういうふうに実感もしております。

適切に導入できるように、今後もいろいろな関係機関とも協力しながら、やっていきたいと思っております。

簡単ですが、以上であります。

○八杖会長 では、報告は以上ということでおよしいでしょうか。

長い御報告になりましたので、少し区切って御質問や御意見を頂戴していきたいと思います。

まずは、足立区の笠尾さんほうからお話がありました区長申立て関係、あるいは現在の計画の進捗の関係について、まず御質問等があればお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

私から1点だけ、生活保護の方が今回がぐんと減って、マニュアルの変更というのが原因かもしれないとおっしゃっていましたけれども、具体的には、どの辺りで生活保護の方が、要するに申立てに至らない形に変更されたのかというところ、マニュアルの内容も含めて、分かる範囲でお答えいただければと思います。よろしくお願ひします。

○笠尾権利擁護推進係長 以前のマニュアルですと、非常にざっくりとした、どちらが何をやるのというのが、あまり明確になっていなかった部分もありましたので、その辺りを整理して、きちんと福祉事務所でやるべきものとこちら側でやるものとを分けて、細かく提示してございます。

その辺りで、5月ぐらいから周知をしているのですけれども、やはり変わったというこ

とで、何らかの戸惑いとかそういうものもあったのではないかということを想定しています。必要な状況がなくなったわけではなく、生保のケースも出てきていますので、落ち着けば同じように出てくると考えています。

あとはマニュアルを整理することによって後見制度の役割、その辺りもはっきりと説明をしています。後見人がいたほうがいいということではなくて、本当に必要なケースが対象であることをうたっていますので、そういうことも影響があるのかなと考えています。

○八杖会長 ありがとうございます。

生保の方でも、当然、判断能力が低下する方は御年齢によって出てくるということもありますし、障がいのある方もいらっしゃると思いますので、母数は多分変わらないということですね。

ですから、それが冒頭お話ししたように、権利擁護支援という考え方で、生保のほうで対応すべきことと成年後見のほうで対応すべきことと、整理中のような感じになっているということですか、そうするとね。何でもかんでも成年後見という感じではなくて、自分たちでほかにできることがあるかないかとか、そのような御検討をいただいているというふうにお伺いしました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

笠尾さんに御報告いただいたところは、よろしいですかね。

では、続きまして、平さんから御報告いただいた権利擁護センターあだちの御報告について、中核機関のものと社協の事業と両方入っているかと思いますけれども、それについて御質問等があれば、御意見も含めてお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【公開用】

大輪さん、お願ひします。

○大輪委員 社協の資料の2ページの申立人のところで、親族が14名とございます。申立て支援をなさったというところで。

この親族申立てとなりますと、本人が置き去りにされているということを、私は経験をしております。まさに、ここでこそ意思決定支援の御支援が非常に重要になってくるポイントかと考えておりますが、どのような御対応をなさっているか、お聞きできればと存じます。

○八杖会長 お願ひします。

○平成年後見センターあだち課長

私たちが親族申立てで支援させていただく場合は、必ず御本人にもお会いして、制度の説明、あと、どのような後見人がいいかというところも、御親族の方含めて御本人、あと支援者ですね、ケアマネジャーとか包括とかそういったところの支援者にも声をかけさせていただいて、みんなで話し合って決めていくようなスタイルにしているので、御親族の意向ではなくて、御本人の意向というところは繰り返し伝えていますし、そういう意識で御紹介させていただいております。

○大輪委員 どうもありがとうございます。

最近、NPO法人つなぐというところから、知的障がい者向けに御本人に説明が優しくできるような、そういった資料などを助成金を受けてつくられているのがございますので、ぜひ御参考にされるとよろしいかなと考えます。よろしくお願ひします。

○平成年後見センターあだち課長 ありがとうございます。

○八杖会長 ほか、いかがでしょうか。

高木先生、お願ひします。

○高木委員 公証人の高木でございます。

資料の7ページの区民後見人登録者数ですけれども、総養成者数が58名で、現在2

5名となると、33名の方がお辞めになったということでおよろしいですか。

○平成年後見センターあだち課長 そうです。33名はお辞めになっております。

○高木委員 今後の養成をどうするかについてですけれども、33名の中で一度も後見人にならずにお辞めになった方も結構いらっしゃるわけですか。

○平成年後見センターあだち課長 数は出していませんのすけれども、登録はしたが、結局活動はせずに、いろいろな御家庭の御事情とか、あと、御自身のほうの御都合というところで、お辞めになられる方も確かにいらっしゃいます。

○高木委員 本人が御希望、登録はしたけれどもやりたくないという方もまだ実際にはいるかもしれませんし、ただ、逆にやりたかったけれども、もう年齢が高くなつて辞めざるを得ないという方もいるとすると、せっかくいろいろ勉強して登録されたのに、結局何もせずに終わってしまったというとかわいそうな感じがします。当初はやはり人数を確保するという目標で増やしていったと思いますが、今後は、質的な向上も考えた上で、後見人の登録をするのがいいかなと思っています。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係長の笠尾です。

本件について、若干補足させていただきます。

区民後見人でお辞めになった方につきましては、やはり区民後見人につきましても、大分高齢化が進んでおりまして、高齢を理由にお辞めになる方が結構出ているという認識をしております。

また、受任をしていただけない理由としては、やはり自信がないということや、家庭の事情が変わって、現在は難しいということが

【 公 開 用 】

多いように思っております。

これにつきましては、またやり方も当然考えていかねばならないと思っています。現状のやり方としては、新しく養成して登録された方を積極的に活用して、早いうちから1人受任して、慣れていただくのがいいのかなというふうに考えています。

昨年度登録された方も早々に受任をしていただいて、もちろん、権利擁護センターが後見監督人としてバックアップしていますので、引き続きやり方を検討して、うまく活用できるようにしていきたいと考えています。

以上です。

○高木委員 結構です。

○八杖会長 ありがとうございます。

さっき冒頭に申し上げた成年後見の見直しのほかに、今、厚生労働省のほうで、地域共生社会における在り方検討会というのも実施されています。

そこではどんな議論がされているかというと、成年後見制度が小さくなってしまうので、それ以外の方法で、どんな方法でその方を支援していくことができるのかというのを、新しい仕組みなども含めて今検討するということが行われているのですが、その中にこの区民後見人の養成研修を受けた方々を、どんどん積極的に活用していくべきではないかという、そういう方向の議論がされています。

やはり地域共生社会ですから、支援する方と支援される方が循環するような地域をつくっていくことが、これから必要ではないかということで、区民後見人として実際に支援をされた方が、将来は自分が支援される側になるというような、そんなことも含めて検討されているようですから、今高木委員のほうからお話をあった、区民後見人の養成とか、

とても大切なことではないかなと思いますので、かなり頑張って養成をしていただいているかと思いますけれども、引き続きしっかりとやっていただければというふうに聞いていて思いました。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

では、社協のところはよろしいですかね。

次は、そうしますと、障がい部門から御説明があったかと思いますが、知的障がい者の関係で、課題も含めて御説明いただきましたけれども、これについて何か御質問や御意見があったらと思いますが。

矢頭さんのほうで研修をされてきたということもあります、突然のふりで申し訳ございませんが、何かコメントとかありましたら、できますか。

○矢頭副会長 司法書士の矢頭です。

先ほど御紹介いただきましたとおり、あだちの里で9月に講師を務めてまいりました。

事前に何を話してほしいかというアンケート調査をしていただいて、その内容について盛り込んだということで、かなり論点が盛りだくさんがありました。

先ほど和田さんからも御紹介いただいたとおり、大きなポイントとしては、親御さんにどうアプローチしていくかという論点と、あと法人後見と。

その親御さんに対するアプローチ、これはなかなか難しい論点なのですが、一つのヒントとして、富山市の育成会で行った松の木プロジェクトというものを御紹介しまして、これは親たちがワークショップを開催して、自ら障がい者の子供たちにとって、権利擁護、自立するためには何が必要なのかというところを御自身で検討していき、その中でいろいろな気づきの中で、成年後見制度の必要性を再認識していただいた。それによって、結果的に制度の重要性を再認識できたという

【 公 開 用 】

内容で、これが小冊子になっている。これは一つの教材とさせていただいて、要素をお示しました。

つまり、職員からのアプローチというのも非常に重要だと思うけれども、やはり親御さんに考えていただいて、その必要性を認識していただくことが必要だろうと。事業所でできるアプローチとすれば、そういう場を提供するなどが考えられるのではないかというようなお話をさせていただきました。

もう一つは、法人後見については、いわゆるメリットとデメリットとがあって、メリットとしては、かなり知的障がい者の方々に対するケアについて、どうあるべきかというものを非常に認識が進んでいるということである一方、いわゆる自身の利用者に対する後見人になるということは、利益相反になるという問題点をなるべく分かりやすく説明をして、もし法人後見で事業所が行うとすれば、何が必要かというところをお示しさせていただきました。

非常に熱心に聞いていただいて、アンケート調査ではかなり理解していただいたという回答が多かったのですが、ただ、中には盛りだくさん過ぎたというのはあったので、次の段階ではやはり論点を絞った形で考えていく、そういうところもまた一方において必要かなというふうに思いました。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

知的障がいの件は、今御報告、矢頭委員のほうからいただきましたけれども、このアンケートを実施して、そこを長期的にフォローアップするやり方を、ここ数年続けられていると思うのですけれども、これによっていろいろと変化があるなというのが見て分かりますので、本当にすばらしいやり方をしていただいているのではないかというのを、感

想として思っております。引き続き、こちらもどうぞよろしくお願ひします。

知的障がいの方は、よろしいですかね。

精神障がいの方の資料の1-4、こちらも御報告いただきましたが、いかがでしょうかね。何かござりますか。

私も足立区の精神の方、1人後見をさせていただいているのですが、今回、精神科病院に今入院をされていて、ピアサポーターという方が一緒に対応してくれることになりました。

やはりチーム支援ということだと思いますけれども、後見人としてもピアサポーターの方が入っていただけすると、どうやって進めていったらいいのかと1人で孤独に考えなくて済むということもありますし、みんなで支援していく体制というのが非常に大切だと思っていますから、大変いいなというのを実感しています。

さっき区民後見人の話がありましたけれども、それと同じように、ピアサポーターは多分当事者の方だと思いますから、そういう方が支援の方向にも関わっていけるような取組が足立区内でもっと広がっていくといいのかなというふうに思いました。

いろいろな企画等をやっていただいていると思うので、お話を聞く人たちが実際に支援する側にもなれるんだみたいな、そういうふうにうまく循環できたらいいなとお話を聞いていて先ほど思った次第です。感想めいた話になりますが。

ほかにござりますか。よろしいですかね。

では、次の議題に参りたいと思います。

次は議題の2番、終活登録事業観察結果について、事務局から御報告をお願いいたします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係長の笠尾です。

【公開用】

まず、なぜ終活登録がこの議題に挙がったのかということから簡単に説明させていただきます。前回は民間保証の話をさせていただいたかと思うのですけれども、引き続き私どもの窓口に御相談に来る区民の方々の関心事というのが、自分が亡くなつた後どうしたらいいのだろうかということになります。御家族がいらっしゃる方でも、例えば先立たれてしまった方などは、自分はどうなつてしまふのかと、不安に思つていらっしゃるようです。

これに対して、我々で何か答えが用意できるかというと、なかなか答えが出せないというのが現状なのです。

この部分というのは、本来であると亡くなつた方の御親族の方が今までやつていただいた部分であると思いますので、そこに、行政で何か介入できるかというと、これはなかなか難しいということになります。この問題に対しては、一部の自治体では終活登録事業というのを始めているので、この事業が一体どういう中身になつてゐるのかとか、これは足立区にも導入できるのかどうかということで、今回、調査報告をさせていただくものです。

今お話しした内容は、いわゆる死後事務というものに含まれると思いますので、これになりますと、また、成年後見制度と関わりが出てくるという形になります。

例えば任意後見との関係とか、後見人の死後事務については任意になりますけれども、やることが可能になっています。あとは、死後事務の契約については、公正証書によるものがいいのではないかというようなこともございますので、そういう関係もありまして、成年後見制度と非常に深く関わりのあるものだというふうに認識をしています。

この終活登録に対して先進的な自治体と

いうのは、横須賀市があるのですけれども、ただ、横須賀市の場合は、もともと少し目的が異なっています。横須賀市は、もともと無縁仏が多い土地柄でございまして、その火葬の公費が非常にかさむということで、それを何とかしたいというのが第一義的な目的であると認識しています。ですから、それを踏まえまして、横須賀市のビジネスモデルとしては、生前に市内の葬祭業者と事前契約をすることを勧めていて、その他それに付随する業務含めて葬祭業者に委託しているという形になっています。

これについては、今回報告をする豊島区もそういうやり方ができないかということを検討したようですが、無理だという結論に至つたようです。

今、各自治体で終活登録というものを始めていますけれども、実態を見ると、必ずしもうまくいっていないという例が多いのではないかということが、今回の調査で分かった次第です。

豊島区の人口は、足立区の半分より少し少ないぐらいです。足立区は大体69万人ですが、豊島区は29万人程度です。高齢化率は足立区が、令和5年10月の数字ですが、24.4%に対して、豊島区は19.4%となっています。ただ、豊島区の場合は、独り暮らしの高齢者が非常に多いという土地柄だそうです。

こういう背景もあって、この制度を導入したと聞いております。

2年間で終活登録の御相談が293件あったということですけれども、実際に登録されているのは47名という状態でした。死後事務に関する情報を登録したのは、そのうち8名という状況になっています。

そういうことも含めますと、この制度が直接死後事務というものにあまり寄与してい

【 公 開 用 】

ないというような判断をした上で、豊島区としては、今年から新たにまた別の制度を開始しています。

これが、あんしん支援事業という、「はれやか」という名前で呼んでいましたけれども、これを今年7月から始めたのですけれども、これと同様な事業につきましては、足立区が既に平成17年の4月に「高齢者あんしん生活支援事業」ということで開始しているものになります。

ですから、豊島区としては、終活登録を始めたけれども、それだけでは不十分なので、足立区が随分前からやっているものを新たに導入しようというような逆転現象ですね、そういう形になっていますので、この部分については、足立区は先見の明があったというふうに認識をしています。

終活登録に対するもう一つのメリットとしては、緊急時にすぐ連絡がどこかにつくといふことが想定されています。

ただ、この面につきましては、そのほかにも既にいろいろな事業で、それが補完されております。例えば緊急医療情報キット、これは各家庭の冷蔵庫に、医療的な情報を書いて保存しておくもので、これは足立区が、累計だと既に1万7,000ほど数が出ています。

あとは見守りキーholderというものがありまして、キーholderを所持して、外出していて急に倒れた時に、救急搬送されるというところに連絡先が分かるというものがあるのですが、これも足立区で既に累計1万の登録があるということが分かっています。

あとは、在宅の場合は高齢者緊急通報システムということで、これは令和5年度の数ですけれども、1,000ぐらい出ています。

こういうものがありますので、緊急時の連絡という意味では、終活登録の実績よりもはるかにこちらの数のほうが勝っていますの

で、むしろ有効的に活用できているのではないかと考えています。

あと、もう一つ気になったのは、この終活登録というのは、必ずその緊急連絡先を登録しなければいけないので。そのために、登録される人からの同意書をつけるというシステムになっています。

そうなりますと、この同意書が取れるのであれば、直接いろいろなことをお話ししていただいだほうがいいのではないかというのが、私どもの考えになります。あとは、この登録事業自体が単独で集結していて、区の提供している様々な他のサービスとリンクしていないということが挙げられます。

一番危惧されたのは、この事業が地域包括支援センターの事業と全くリンクをしていないということです。ですから、終活登録事業の方は、そちらのほうで御本人の情報を把握していますけれども、そういう情報は地域包括センターと一切共有されていませんでした。

足立区としては、そういう情報は包括とリンクして、まずは包括につながってほしい、包括でなくても近隣とつながってほしい、そういうことで、別途、例えば縛づくりの事業とかそういうものもやっています。足立区としてはそういうソフト的な縛とか、そういう関係性づくりというものを重要視したいということを考えております。

そうなりますと、少なくとも今回の調査結果においては、早急に足立区にこれを導入したほうがいいという結論には至りませんでした。

ちなみに、この終活登録事業については、江戸川区においても実施されているのですけれども、江戸川区は実績が1名しかいないということでした。

あとは、今年7月から大田区でも同じ事業

【公開用】

を始めたようですが、こちらのほうはまだ実績の状況が把握できておりませんので、そういう情報も今後も把握しながら、よりよいサービスが提供されるように、引き続き検討していきたいと考えています。

終活登録事業に関する調査結果については、以上になります。

○八杖会長 ありがとうございます。

大変興味深い御報告をいただいたと思っておりますが、今の御報告について、委員の皆さん、または、今日御参加の皆さんの方で御質問とか御意見があつたらお願ひしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

大田区は1件だそうですね。

○笠尾権利擁護推進係長 大田区は1件です。

○八杖会長 1件です。今のところ。

○笠尾権利擁護推進係長 私のほうから質問させていただいてもよろしいでしょうか。

○八杖会長 どうぞお願ひします。

○笠尾権利擁護推進係長 死後事務の関係で、先ほども申し上げたのですけれども、やはり最善なのは、公正証書による契約が最も有効と考えているのですが、実際に足立区でどれぐらいそういう件数というか、傾向というか、そういうものがあるのかということを、高木先生にお伺いしてもよろしいでしょうか。

○八杖会長 では、高木委員、お願ひします。

○高木委員 公証人の高木です。

件数は把握していませんが、死後事務委任契約の公正証書をつくる方が増えていることは事実だと思います。

任意後見契約と死後事務委任契約をセットでつくる場合もありますし、司法書士の先生方は結構リーガルサポートを利用して、財産管理等委任契約、任意後見契約、死後事務委任契約、遺言書と、そういう4点セットで

つくる方も結構いらっしゃいます。

ですから、ただ、公正証書で作らねばならないのは、その中で任意後見契約というものだけなので、死後事務委任契約は必ずしも公正証書を作らなくてもいいので、あとは費用対効果とかいろいろなメリット・デメリットを考えた上で作成すればいいのかなと思っています。よろしいでしょうか。

○笠尾権利擁護推進係長 ありがとうございます。

○八杖会長 ありがとうございます。

死後事務委任契約は、でも誰でも作れる、誰でもというの受任者のほうですね、できるという状況があつて、中にはひどい人たちもたくさんいらっしゃるという、要するにお金目当てで実際に死後事務はやらない、亡くなつた後のことですから確認する方法がないんですよね。簡単な紙とかで作ってしまう方もいらっしゃるように聞いていますから、それと比較すると、公正証書でしっかりと作つておくというのは、少なくとも公証人の目が入るということになりますから、きちんとした死後事務をやってもらえるのだろうという、そういう信頼としては高くなると思います。

また、判断能力を、一応契約ですから、公証人のほうで確認をされると思います。よほどこの方は難しいという方も、お作りにならないということも当然あり得ると思いますので、そういうことを防止できるということを考えると、公正証書にしておくと安心ですねというふうには言えるのかなと思っています。

この終活登録事業、終活関係、今、特に身寄りがない人がものすごく増えていて、そこで今、国を挙げていろいろ議論をされているところではありますが、結局、終活登録をしなくとも身寄りがない人の対応ができると

【 公 開 用 】

いう、そういうシステムがきちんとできているのであれば、それでよいのかなと私自身は思っております。

今お話があった、まずこの終活登録、生前支援の部分の緊急連絡先の問題と、亡くなつた後の死後事務の問題と二つに分かれると思うのですけれども、足立区の場合、今御説明いただいたとおり、生前支援のところは、見守りキーホルダーとか、あと冷蔵庫に入れておく緊急医療情報のシステムとか、そういうことで普及していく、何かあった場合に緊急連絡先がすっと分かるような仕組みになつているということであれば、その部分についてはそのやり方でいいのではないかというのが、お聞きしていく正直思ったところです。

ですから、緊急連絡先以外の何か生前支援に役立ついろいろな情報といつても実はいろいろあって、特に医療関係の情報だとか、そういったことが後で御報告いただくじぶんノートとかにも記載されていると思うのが、それも一体的に何か分かるような、御本人がどういうお考えなのかということが分かるような、そういった仕組みがうまくできるとよいのかなと思いました。

あとは、死後事務のところは、横須賀市が大変だということでしたが、実際、無縁仏の問題はものすごく自治体の負担になっているという問題もあって、そういう方向で今後足立区、どうしていくのかということを考えていかなくてはと思っておりますが、ただ、終活登録が、それだけがゴールだということでもないでしょうから、足立区は足立区なりの課題をしっかりと検討されて作つていけばいいのかなというのを、お聞きしていく思つたところです。

矢頭さん、お願ひします。

○矢頭副会長 司法書士の矢頭です。

死後事務委任は、それをやろうとすると、当然費用が発生すると、そうすると、その費用の原資はどうするのか。事前に預かるということが想定されるわけですが、そうすると預託金云々ということで、いわゆる身元信用保証サポート事業ですか、が想定されてくるということになるわけなので、それを第三者に委託するとなると、そこにつながっていく可能性が出てくるわけですね。

当然、預託金の精算という問題も出てくることを考えると、単なる終活登録というよりも、この前段である相談の部分とそのコーディネート、情報提供、ここが非常に重要なのかなというふうに思います。

先ほど笠尾さんが、同意書をもらうのであれば、よくお話をされたほうがいいというようなところがやはり重要だと思って、それが同意をもらえるような人がいないといったところの受皿をどうしていくかというところが、この終活相談コーディネート機能の中でいかに果たせていけるか、本当のいざというときの安心を確保することにつながるのかなと思いますので、そういった体制を足立区で作つて、その人にとって適切な終活スキームをどうやって相談に乗れるかといったところの議論ができたらいいなと思いました。

○八杖会長 ありがとうございます。

ちなみに、今、終活相談というテーマとして行つてある相談は、足立区に今はあるのでしょうか。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係長の笠尾です。

終活という限定的な相談窓口は特に設定していないのですが、例えば先ほど報告ありました権利擁護センターあだちでいうと、昨年度の相談実績が、全部ひっくるめて、延べ件数なので重複していますけれども、4,4

【公開用】

03件、それに対して終活あんしんセンターの令和5年度の相談件数は837件です。それと比べると、はるかに多い様々な相談を権利擁護センターあだちで受けておりますし、そのほかにも25か所の地域包括支援センターで様々な相談を受けております。

ですから、私としましては、終活相談という看板は掲げていませんが、相談機能ということにおいては十分果たしているというふうに考えております。

それと、あわせまして、先ほど矢頭先生のほうからお話がありました、身寄りのない方の対策につきましては、今現状やっている高齢者あんしん生活支援事業のパワーアップを来年度以降考えていますので、そういうことと並行して、できるだけ多くの方の権利擁護を図っていきたいと考えています。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

1点だけ、ほかの自治体で終活関係、私も関与しているのですが、相談する年齢層が、随分この終活と書くと違うというはあるみたいですね。

普通の社協の相談ですと、年齢が高くなつてから御相談に来る方がいらっしゃるのですけれども、終活と書くと、50代、60代ぐらいの方から御相談に来るということが多いという感じで、そこはどちらがよいのかということは分かりませんが、そういったことも意識しながら、今後やっていくのも必要なかなと思いました。ありがとうございます。

では、この議題を……。

大輪さん、1点お願ひします。

○大輪委員 最近の終活相談では、デジタルデータの相談も非常に増えてございます。そういうことも、きちんと窓口で対応できる、そういう検討が必要かなと考えます。

○笠尾権利擁護推進係長 よろしいですか。

○八杖会長 笠尾さん、お願ひします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係の笠尾です。

デジタルデータについては、私どもも今後注目していかなくてはならないと認識しており、既に来年度のじぶんノートにそのページを設けようと、現在計画しているところでです。

○八杖会長 どんどん時代が変わっていくて、私たちが高齢者になる頃には、全員スマートホンは持っているという状況でしょうか。それに応じた終活がまた必要になってくるのかなというものを、今お話を聞いて改めて思いました。

では、時間の関係もございますので、この議題は以上とさせていただきまして、続きまして、少し関連するかもしれません、議題3、「じぶんノート」の活用状況について、こちらについて、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係長の笠尾です。

資料3-1を御覧ください。

先ほどから何回か意思決定支援という言葉が登場していますけれども、足立区としては、この意思決定支援を、じぶんノートを通じて皆様に御周知、一般の区民に限らず、事業者の方や行政職員の方に対しても、このノートを基に意思決定支援ということを認識していただいて、それを尊重されるように、努めていきたいと考えております。

そういう意味合いもございまして、今年度からは、じぶんノートを使った老い支度講座を必ず各地域包括支援センターで、年間少なくとも1回は開催してほしいとお願ひしています。その、9月までの実施結果をこの表にまとめました。

【 公 開 用 】

凡例は下のほうに出ていますけれども、「じ」というのはじぶんノートを活用した古い支度講座、そのほかにも地域包括のほうは古い支度関連の教室を持っていますので、家族介護者教室と介護予防教室の中でも古い支度関連のお話はしていますので、その古い支度に関するデータを拾ったものがこの一覧表になっています。

じぶんノートを使った教室につきましては、数字が入っているのは人数です。右側の「年度計（人）」というのがございますけれども、その左のほうの「じ」というのがじぶんノートを活用した古い支度講座の参加人数ということで、上半期のトータルは247人が参加したということになっています。回数としては、その隣の表に16回ということです。

御覧のとおり、一部のセンターではもう2回開催しているところもございます。実際、私も1度講師として招かれ参加してきました。高齢者が求めていることがそれぞれ違うことが分かるなど、話を聞いて非常に興味深かったです。すべての方が意思決定支援を最優先しているとは限りません。どうしても自分はお墓の話がしたいという方も当然いらっしゃいますし、じぶんノートはそういう方を否定するものではございません。それぞれの気に入ったところを記入して、自分のために役立てていただけるように設計されておりますので、引き続き普及と記入していただけるような働きかけをしていきたいと思っております。

続いて、資料3-2でございます。

これは、Aフェスタにおけるじぶんノートの記入体験の実施結果でございます。

足立区で毎年10月に荒川河川敷でやっているAフェスタというお祭りイベントがあります。今回、そちらにブースを出店させ

ていただき、じぶんノートのPRを行ったものの結果になっています。

10月12日、13日、例年だと天気が悪かったりするのですけれども、今年は両日とも非常に暑いというほどの天候でございまして、多くの方にお越しいただいたという状況です。

実施方法としては、じぶんノートの中から抜粋して4ページ、好きなものを選択して書いていただき、お土産にじぶんノートを差し上げるという方式でやりました。

結果としては、201人の方に記入していただけ、一番人気があった項目は「好きなもの、嫌いなもの」ということでした。配布冊数は、家族のためにお持ち帰りしたいという方もいらっしゃいましたので、合計237冊となり、じぶんノートをこのAフェスタでアウトリーチ的に活用することができました。

一番下に感想を書いてございますけれども、書いていただいた方からの感想はおおむね好評だったのですが、やはり渡すだけではなかなか書いていただけない方が多いという印象でした。

これは、私が各地域包括センターを回ったときも同じような意見をいただいている。ただノートを渡されてもなかなか書き出せない。読めば分かるけれども、御高齢の方はきちんと説明をしていって、ここはこういうのを書いてくださいねと言われれば書けるのです。そういうことも今後考えながら、実際に活用していただけるようなじぶんノートを目指して、今後もやっていきたいと考えています。

以上です。

○八枚会長 ありがとうございます。

大変、画期的な対応をしていただいているというふうに感じましたが、今のじぶんノートの件につきまして、委員の先生方、御意見

【公開用】

等があったらお願ひしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

これは、大輪さんがあるのではないですか。

○大輪委員 今お話を聞いたので、十分かなと。

○笠尾権利擁護推進係長 ありがとうございます。

○八杖会長 十分ですか。ありがとうございます。

では、質問が、矢頭さん。

○矢頭副会長 司法書士の矢頭です。

このじぶんノート、ネットで記入するみたいな、そういうことはできるのですか。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係の笠尾です。

現状はP D Fの表示はできるのですけれども、ワードではないので、実際に入力して記入ということはできない状態になっています。

○矢頭副会長 できたらエクセルみたいにチェックを入れたり、自由記載欄を自分で入力したりできると、楽しいのかなというふうに思いました。

○大輪委員 これもデジタルに。

○八杖会長 確かに、我々の時代はそうなるかもしれないですね。だから、そうしてみてもいいかもしれないですね。アドバイス、ありがとうございます。

○笠尾権利擁護推進係長 ありがとうございます。

○八杖会長 これは私からですけれども、この間、身寄りのない方の今いろいろなところで地域のガイドラインというのができているのですが、その中で豊田市がつくっている身寄りのない方レシピというのがあって、それは地域の医療関係者、福祉関係者、地域包括含めて、要はさつき緊急連絡先の話がありましたけれども、確認ができるような体制を

つくっていく、その方法としてどんなことがあるかレシピでまとめて、みんなで共有しようという取組なのですけれども、その中の一つにエンディングノート、足立区でいうとじぶんノートの在りかがどこにあるのかとか、そういったところを利用者ともお話をしながら、みんなで情報共有して、それで何かあった場合に確認ができる。もちろん個人情報になるでしょうから、御利用者さんからも同意をいただいているという形を取るのでしょうかけれども、そんなふうに活用していこうみたいな取組が書かれておりました。

ですから、足立区のこのじぶんノートも、今は様々な活用が可能な状況にあるけれども、包括の方とかがスタンダードにこれをうまく支援につなげていくようなやり方として、どんな方法があるのかとか、その活用の仕方について議論を深めていただくと、なにより一層いいツールになるのではないかなというふうに思いました。

今、何かそのような活用の仕方について、議論が行われているのでしょうか。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係の笠尾です。

この各地域包括支援センターで応じた講座を開いていただくに当たって、私のほうから、こういうことを話してほしいというマニュアルを作成して、各センターに配布しています。

あるいは、あと、要請があれば私のほうから直接行って説明するとか、今回もそうでしたけれども、直接私が講師としてお話ををして、それを包括の方が聞くことによって、こういうことを話せばいいんだということを学んでいただくという状況に現在はなっています。

あと、ちなみに置き場所については、これはもう一番初めの企画段階からいろいろ考

【 公 開 用 】

えて、当初はトイレがいいのではないかという話があったのですけれども、最終的にはどこも一長一短があって難しいということで、なかなか定位置が決められないという現状になっています。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

皆さん、記載していただけたようになったら、本当に意思決定支援の本人意思推定のところで重要な資料になることは間違いないと思いますので、うまく活用できるとよいなと思いました。引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、この議題は以上ということで、よろしいでしょうかね。

では、続きまして、4番ですか、成年後見制度利用促進事業における課題と目標の進捗状況について、御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○笠尾権利擁護推進係長 時間の関係もありますので、進展があったところだけ抜粋して説明させていただきます。

おおむね、大きな方針の変更はございません。チーム支援を優先課題としている方針に変更はなく、あるいは、今までやってきた対策案を引き続き実施しているというケースが増えているということに変わりはありません。

その中でも、進展がある部分というのは、資料4の1ページの真ん中より少し下のほう、色がつけてあると思いますけれども、Aフェスタでじぶんノートの記入体験を実施しましたということと、あとは、成年後見制度のパンフレットについては、移転の関係もありまして、現在見直しをしているという形になっています。

それから、少し飛びまして、4ページのほうで、緊急事務管理の運用方法の見直しと周

知という形で、現状はもう権利擁護センターが必ず緊急事務管理の要請があるものについては、前さばき会議に出席するようになっていて、それを通じて緊急事務管理の在り方も随時検討させていただいている。

それから、相談から申立てまでの時間短縮の検討というものをやっていきたいというふうに考えています。

これについては、資料4-2を御覧いただきたいと思います。

この表につきましては、高齢者限定になっていますけれども、高齢者の区長申立てで、なつかつ鑑定を実施しなかったケースの経過日数の平均を年度ごとにまとめてございます。

①の検討会から申立てというものは、困難事例検討会を開催した日から、私たちのほうで裁判所に申立書を送るまでの平均日数です。

②は、私たちが裁判所に申立書を郵送したときから、審判書が届くまでの平均日数。

③につきましては、①と②を足した日数です。ですから、これが全体の日数という形になります。

ただ、実際には、困難事例検討会に上がるまでに、既に日数が経過していますので、発見してからの日数となると、もっと時間がかかっているということになります。

この表で見ますと、令和2年度は平均すると107.7日かかっていたということです。検討会から審判が出るまで。その隣は、各職種の平均を出しています。これを見ると、令和2年度は社会福祉士が113.8日かかったのに対して、弁護士は94.7日という形になっています。

令和3年度にいきますと、日にちが少し延びていて、120.9日という形になっています。令和4年度に来ると、さらに延び

【 公 開 用 】

て 1 3 0 . 5 日になっています。

令和 5 年度は少し短縮できて、私としては、それぞれの各業務を見直ししてやっていた成果が出たと考えたいのですけれども、令和 5 年について短縮されて、その一番下の段の右端は、今年度、令和 6 年度上半期までの数字は 1 0 6 . 7 日ということで、さらに短縮されたということで、これは私たちの各業務の見直しの成果が今のところ出ているのではないかと考えています。

ちなみに、鑑定ありの場合を参考 1 ということで、その下の表に出ていますけれども、鑑定ありの場合は、御覧のとおり 1 7 0 . 6 日とか、場合によっては、令和 5 年度は 2 0 1 . 2 日という形です。令和 2 年度から令和 5 年度までの平均が 1 2 0 日ぐらいでしたので、鑑定が入ることによって、8 0 日ぐらいの場合によっては余計にかかるてしまうという状況があることが分かりました。

それから、参考 2 は、これだけ長い期間ですので、検討会の後、審判が出る前にお亡くなりになっている数がどれぐらいあるのかということが気になったので、個別に集計してみました。御覧のような形で年による変動はありますが、1 0 % から 2 0 % ぐらいの方は、残念ながら審判が出る前にお亡くなりになっているという実情が分かりました。

取りあえず、この課題と目標のところに時間の短縮というものを掲げていますので、第一段階として、この資料を今回用意させていただきました。

今後はこの資料をベースに、各ボトルネックになっている箇所を洗い出して、さらなる時間短縮ができないかどうかというのを、皆さんのお知恵を拝借して、検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○八杖会長 大変興味深い分析をありがと

うございます。大変貴重な資料ですね、これは。本当にそのように思いました。

今、御報告いただきました、足立区で進めている権利擁護支援の利用促進事業の課題と目標について御報告いただきましたが、委員の皆さん、または御参加の皆さんから、御質問とか御意見があつたらお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

スピードアップというのは本当そのとおりで、身寄りのない関係で医療機関とお話しする機会が多いのですけれども、医療機関のほうからは、とにかく成年後見制度は時間がかかる、なかなか使えないというようなお話をいただいています。

これを見ると、最低でも 3 か月はかかるということでしょうから、そういう意味では、医療機関は本当に今はどんどん次の病院へということが進んでいくので、医療機関の考えなんかも含めますと、さらなるスピードアップが図れるのであれば、本当に必要なのかなという気もします。

一方で、やはり鑑定ありとなってしまうと、2 倍とは言いませんが、かなり時間がかかるということもこれでよく分かって、医療機関にきちんとした診断書を作ってくださいということをお願いしているのですが、意外と上がってくるものは、補充をしてもらいたいとか、あるいは、書き直しもお願いできないですかとか、そういう診断書が上がってき、それで鑑定になってしまうこともあると思っています。

ですから、医療機関ともよくお話をされるテーマにしていただいているのではないかというふうに思いました。首長申立てのきっかけとなるのは、医療機関が一番だという御説明もあつたかと思いますので、ぜひどうやつたらスピードアップできるのか、自治体だけで考えていても多分限界があると思いま

【 公 開 用 】

すから、医療機関にお願いするようなことも整理いただくとよろしいのかなというふうに思いました。

ほか、いかがでしょうか。

大輪さん、お願ひします。

○大輪委員 令和5年度の社会福祉士の数字を改めて確認させていただきまして、件数も増えておりますし、スピードも短くなっているなというふうに、改めて目で確認することができました。

ブロック化を取るようになりますので今2年目に入っていますが、かなり軌道に乗ってきた成果ではないかなというふうに思っております。持ち帰り、伝えたいと思います。ありがとうございます。

○笠尾権利擁護推進係長 ありがとうございます。

○八杖会長 リーガルサポートはいいですか。大丈夫ですか。リーガルサポートはもともと早いということでございます。

ほかに御質問等はありますか。よろしいですか。

では、引き続き継続した課題になりますので、大変だとは思いますけれども、みんなで頑張って進めてまいりたいと思います。

では、議題の4は以上とさせていただきます。

次は、議題の5なのですが、個別事例ということになります。個別案件の審査を今から行いますので、傍聴人の方は大変申し訳ないのですが、御退室をお願いできればと思います。いつも御参加ありがとうございます。

(傍聴者退室)

(議題5の質疑は非公開)

○八杖会長 では、最後に議題の6でございます。

その他について何かございましたら、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係の笠尾です。

私から、ネットワーク協議会の前回話し合った内容について、若干報告させていただきたいと思います。

資料は6で、一番最後のページになっております。

毎回、ネットワーク協議会では、様々な、これはどうなっているかという疑問をテーマに選んで、意見交換をするというのが最近の流れとなっております。前回10月29日の会では、同一人に複数の後見人をつける事例に関してということで、各委員からの意見交換をしました。

私たちが想定していたのは、例えば弁護士と社会福祉士の2人で1人の方を担当していただくというイメージをしていたのですけれども、実際には、障がいの方については、御家族と専門職の二人で受任されている方など、様々なケースが出まして、やはり毎回そうですけれども、一つテーマを挙げて意見を聞くと、分からなかったことがいろいろ分かってきて、毎回非常にためになる会議になっています。

矢頭先生にも参加いただいたて、毎回貴重な意見をいただいて、ありがとうございます。

本来であれば、もっとゆっくり御説明したいのですが、時間の関係もございますので、簡単に報告させていただきました。

それと、あと、次回の開催は、来年2月19日を予定しております。

この会については、区民後見人の最終面接を同じ日に行う予定にしておりますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

【 公 開 用 】

○八杖会長 ありがとうございました。

矢頭さん、一言ございますか。

○矢頭副会長 いえ、特にありません。

○八杖会長 大変、興味深いテーマで、毎回すみません、私の進行がもう少し上手であれば、5分ぐらい時間が取れたのかも知りませんが、申し訳ございませんでした。

また、次回の報告を楽しみしておりますので、よろしくお願ひします。

では、ほかに御意見もないようですので、本日の議事は全て終了ということで、事務局にマイクをお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

○瀬崎医療介護連携課長 委員の皆様方、大変貴重な御意見、また、有意義な御助言をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日の足立区成年後見制度審査会を閉会とさせていただきます。

議事録につきましては、事務局が作成後、各委員の皆様方に御確認ということで、郵送させていただきます。

円滑な議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(閉 会)